

兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた
丹波地域モデルルート推進協議会
規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「兵庫県のサイクルツーリズム推進に向けた丹波地域モデルルート推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、丹波地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、次の事項について検討や調整を行うとともに、関係者が連携した取組を行うことを目的とする。

- (1) 地域を代表するモデルルート
- (2) 他地域モデルルート、および近隣府県のサイクリングルートとの連携ルート
- (3) モデルルートにおける取組内容
 - ・ 走行環境整備（安全対策、案内看板等）
 - ・ 受入環境整備（休憩所、サポート体制等）
 - ・ 情報発信（ルートマップ作成、ICTの活用等）
 - ・ モデルルートの利活用
- (4) 持続的な取組みを推進するための体制および役割分担
- (5) 取組内容の検証および改善・拡充
- (6) その他必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、別紙の委員で構成する。

2 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、事務局の推薦および委員の確認により定める。

3 会長は、協議会の会務を総括する。

4 会長が職務を遂行できない場合は、委員の内から委員長が指名する者が、その職務を代理する。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、兵庫県県土整備部土木局道路保全課並びに兵庫県丹波県民局丹波土木事務所に置くものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が事務局と協議し決める。

(付則)

1 本規約は、令和元年7月9日から施行する。